

第2章 各論

第1節 豊かな自然環境の保全と創造

1 多様な自然環境の体系的な保全

それぞれの地域が持つ機能が良好な状態で保全されるとともに、その連続性が確保されるよう多様な自然環境を体系的に保全します。

また、自然公園などの地域には「緑地保存地域」を、農用地などの地域には「環境形成緑地」を指定し、適正に土地利用を規制・誘導することにより緑地を保全します。

<現況>

天津市には森林から丘陵地、田園、市街地、琵琶湖や瀬田川に至る明確な地形的特徴があり、この多様な自然環境が豊かな生態系を保全し、大津らしい景観を形成するなど環境の基礎となっています。

特に、森林、丘陵地や農用地などは木材や農産物の生産の場であるとともに、動植物の生育・生息場所を提供し生態系の基盤となっています。また、国土保全、水源かん養、保健休養、自然景観形成等の多面的、公益的機能を持つなど重要な役割を果たしています。

平成8年度に実施した自然環境調査（合併前の天津市域を対象に調査）によると、全域の緑被率は約78%、市街化区域の緑被率は約30%でした。

<実施事業等>

(1) 地域の自然的社会的特性に応じた自然環境の体系的な保全

ア 都市計画マスタープランの策定

本市の都市計画の基本的な方針として平成19年3月に策定した「天津市都市計画マスタープラン」において、まちづくりの理念の1つに「自然の力の保全・再生」を掲げ、水と緑あふれる自然環境を保全するとともに、自然と共にある暮らしをめざし、水辺や山際の環境を再生することを掲げています。⁽²⁶⁾

イ 農地の保全・整備

本市北部の主要河川の上流に位置し、急傾斜水田が集中する北小松、木戸北船路、伊香立、仰木、雄琴千野地域においては、中山間地域等直接支払交付金制度を軸にして、耕作放棄の防止および農用地、農道・水路の保守点検等の管理を実施し、米の生産調整の目標の達成及び協定農地内の耕作放棄田の完全防止に努めました。これにより、中山間地域が有する水源の涵養機能、良好な景観形成などの多面的機能を確保し、下流域周辺の自然環境の保全を図りました。⁽¹⁷⁾

(2) 自然環境の基盤としての森林、丘陵地や農用地などの緑地の保全

ア 「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」の設定

平成18年12月に、市議会において「第4次天津市国土利用計画」が議決されました。この計画は国土利用計画法第8条の規定に基づいて、本市の区域の土地利用に関して必要な事項を定めるもので、自然的地域（森林地域及び田園地域）、都市的地域（既成市街地、再生市街地、進行市街地及び新市街地）、湖岸地域並びに歴史的地域のそれぞれにおける土地利用の基本方針を定めています。

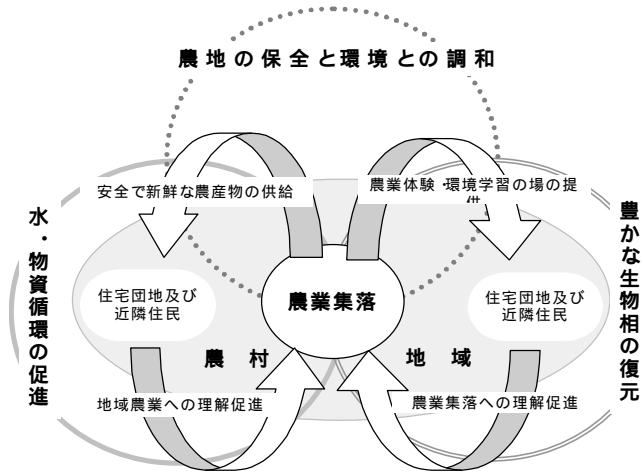
計画の中で、自然的地域の恵まれた豊かな環境を保全するため、第3次計画より位置づけてきた「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」について新たに指定された歴史的風土特別保存地区を含め、他の用途への転換を抑制するとしています。また、新たに志賀地域への区域を拡充していきます。

「緑地保存地域」とは、市街地背後の緑の山並みを形成する森林地域で、主として自然公園や風致地区などに指定された区域、「環境形成地域」とは、独立丘などの里山、農業振興地域の農用地及び宅地以外の地すべり防止区域です。(1)

(3) 環境保全型農林水産業の推進

ア 大津市農業農村環境整備計画事業の実施

大津市農業農村環境整備計画策定委員会での検討を経て、平成12年3月に「大津市農業農村環境整備計画」を策定しました。これは、大津市の豊かな農村環境を保全・再生するために「聖山、ため池、田園の恵みに満ちた湖都の農村づくり」をテーマに掲げ、農業振興地域の環境保全に対する基本的な考え方や農業農村整備事業における基本的対応策を示しています。(18)



イ 環境保全型農林水産事業の実施

仰木平尾地区において、棚田復田のための地域活動やボランティア活動を支援しています。復田エリアの拡大やボランティア組織の強化を図るとともに、また、学識経験者によるアドバイスにより、棚田オーナー制度の新規企画等の新たな視点での取組みが展開されました。上仰木地区では、地域振興策としての棚田保全活動の組織づくりを支援しました。(18)

災害により被害を受けた農地及び農業用施設について、その機能を速やかに回復するため、農地、農業用施設災害復旧事業を実施しました。(農地災害復旧事業7件・農業用施設災害復旧事業10件)(18)

森林の有する多面的機能の持続的な発揮の確保を図る目的で、森林施業の実施に必要な現況調査などの地域活動を確保する支援策として森林整備地域活動支援交付金を交付して、森林内の既存歩道の草刈り補修による維持管理及び新設、林地の境界の明示などを行いました。また、森林の育成に対し、各種補助施策を講じました。(間伐112.97ha・下刈り35.90ha・枝打ち28.65ha・植栽1.72ha・間伐作業道897m)(17)

ほ場整備事業として田上関津地区5.3ha・上仰木地区4.5haについて、区画整理に伴う不耕作地の解消と水路整備により、田園の景観の保全や水の循環に伴う生態系の保全を図りました。また、ほ場整備区域内に設置した循環型反復利水のため池により、水の有効利用と濁水の防止を図りました。(18)

化学農薬や化学肥料の使用を通常の5割以下に削減する「環境こだわり農産物」の栽培への取組みを推進するとともに、農業から排出される使用済み廃プラスチックの適正処理を推進しました。(17)

ため池、水路、道路等の土地改良施設の多様な機能の維持管理及び増進に係る住民活動の活性化を図ることを目的に、啓発活動を実施しました。(18)

2 生物の多様性の確保

多様な生態系を保全していくとともに、動植物の生息・生育状況を把握し、それらを保全することの大切さについて理解を広めます。

緑地の整備や動植物の保全、復元などに際しては、現存植生、潜在自然植生や本来そこに生息・生育していた動植物を基本とします。

また、豊かな生態系は、農林水産業を中心とした適度な土地の利用や管理によって保全されてきたものであるともいえ、環境保全型農林水産業の推進をはかります。合わせて、市民参加による新たな保全のしくみについても考えていきます。

< 現況 >

多様な自然環境を反映して、森林から里地、水辺、湖沼の生き物まで多くの種類の生き物が生育・生息しています。特に、里山や水田、畑、ため池、小川、河川などが一体となって多様な生態系を形成しており、このような里地に多種類の生き物が生息していることが大津の特徴となっています。

平成7～8年度に実施した大津市自然環境調査(合併前の大津市域を対象に調査)による動植物の生息・生育状況は次のとおりでした。

植物

森林植生、草本植生を併せて約80タイプの植物群落を確認されました。この多くは代償植生であり、自然植生は、比良山や京都府県境の標高の高い山頂付近等に小面積で残っています。

貴重植物群落の分布状況を見ると、川地区山地部には、ブナ・クロモジ群集、ブナ・アシウスギ群集の分布がみられ、比叡山地では杉林、モミ林があり、また、滋賀里から小関町、石山寺周辺及び大石信楽川沿いには、コジイ・サカキの群集が残存しています。

貴重植物群落分布図 (図 1)

動物

大津市は面積が広く、地形的にみても比較的標高の高い山地から丘陵、平野部まで種々の地形が存在することから、生息している野生生物は多岐にわたっています。

市北部の比良山地は武奈ヶ岳(1,214m)を最高として、滋賀県で最も高い山地のひとつです。また安曇川を隔てて西側の京都北山(丹波高原の一部)も800～900m級の標高を有しています。この山

地には、ヤマネ、ツキノワグマ、カモシカのようないわゆる奥山型の哺乳類が産するほか、溪流にはヒダサンショウウオやナガレヒキガエルの生息も知られています。また、昆虫類では山地性のミドリジミ類を多産し、エゾハルゼミ、ルリボシヤンマなど、近畿地方では高標高の山地のみに分布するグループがみられます。近畿地方ではブナ帯の存在自体高い価値を有しており、この山地は市域で最も自然度の高い貴重な地域といえます。

大津市に生息する哺乳類は6目12科23種、は虫類は2目6科14種、両生類は2目6科18種、昆虫類は19目244科1,615種の記録があります。

<実施事業等>

(1) 多様な生態系の保全

湖辺生態系の基盤であるヨシ群落を保全するため、真野地域から瀬田南地域にかけて7地域10地点で、地域住民等が実施するヨシ刈り等の保全活動の支援を行うほか、広く市民や企業等の参加を求めて「大津市民ヨシ刈り」を実施しました。⁽²⁰⁾

みずすまし推進協議会の取組として、南小松排水路と上田上新免において、生き物観察会を実施しました。参加した子どもたちは、工事改修後20数年経過している排水路が工事直後とは比較にならないほど自然豊かになっていることを実感し、生き物を育む田んぼへの理解を深めました。⁽¹⁸⁾

(2) 動植物の生息・生育状況の把握と情報の提供

ア 身近な環境調査員～環境夢先案内人～による身近な生き物等の調査

平成3年度より「身近な環境調査員」を公募し、自然環境を中心に身近な環境に親しみながら調査をしていただきました。これまで、ホタル、ヨシ、ユスリカ、赤トンボ、水辺の鳥、たんぽぽ、ツバメ、酸性雨、環境宝物、魚、サクラ、ミズ、ドングリなどの調査を実施しました。これらの結果は「分布地図」や「調査報告書」としてまとめ、情報提供者の他、小中学校に配布するとともに、「大津のかんきょう宝箱」や大津市のホームページで情報提供しました。また平成16年度からは、環境情報システムWeb版「かんきょう宝箱」を用いた情報収集・提供を行っています。⁽²⁰⁾

(3) 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例に基づく自然保護施策の推進

ア 保護地区の指定

大津市の自然環境の保全と増進に関する条例に基づき、「瀬田川自然保護地区」を保護地区に指定しています。⁽²⁹⁾

自然保護地区の概要

指定年月日	昭和55年8月1日
保護地区の名称	瀬田川自然保護地区
指定する土地の区域	瀬田川河川敷で鹿跳橋の上流875メートルの地点から鹿跳橋の下流200メートルの地点までの区域（面積62,776平方メートル）
指定の内容	瀬田川の河岸、河床に存在する甌穴（おうけつ：大小さまざまな丸い穴のあいた岩石）を含む指定区域内の自然景観（鹿跳橋を除く）

イ 保護樹木・保護樹林の指定

大津市の自然環境の保全と増進に関する条例に基づき、市街地に所在する樹木又は樹林で、良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するために必要があると認められるものを「保護樹木」「保護樹林」として

指定しています。

現在、自然災害等で指定解除したものを除き、24本の保護樹木と5つの保護樹林を指定しており、その所有者に対して自然環境保全活動助成金を交付して、保護に努めています。(29)

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

- ア．市街化区域内に所在すること。
 イ．樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。
 地上より1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上である。
 地上より高さが15m以上である。
 株立ちした樹木では、地上より高さが3m以上である。
 はん登性樹木では、枝葉の面積が30㎡以上である。

保護樹木

指定 番号	樹木名	幹周 (cm)	樹高 (m)	推定 樹齢	所在地	所有者
3	ケヤキ	282	15	100	長等一丁目1-35	大津赤十字病院
4	イチョウ	210	15	150	札の辻4-26	本願寺近松別院
5	イチョウ	205	16	150	同上	同上
6	クロガネモチ	274	18	400	松本一丁目8-25	平野神社
7	カヤ	290	13	200	同上	同上
9	エノキ	379	23	200	西の庄15-16	石坐神社
10	イチョウ	435	24	600	木下町7-13	和田神社
12	ケヤキ	310	22	300	同上	同上
13	ケヤキ	350	26	400	中庄一丁目14-24	篠津神社
14	クスノキ	188	13	70	園山一丁目1-1	民間企業
15	カツラ	330	13.7	300	三井寺町4-1	長等神社
17	クスノキ	325	21.1	350	皇子が丘一丁目15-38	個人住宅
18	クスノキ	335	23.9	350	同上	個人住宅
19	イチョウ	345	21.1	300	下阪本五丁目8-5	巖島神社
21	イチョウ	200	13.2	130	本堅田一丁目22-30	本福寺
22	シイ	500	14.1	300	坂本六丁目1-19	大將軍神社
23	イチョウ	380	25.6	300	京町二丁目1-16	善通寺
25	クスノキ	267	18.6	200	大江二丁目28-41	西徳寺
26	ケヤキ	336	23.4	300	苗鹿一丁目9-13	那波加荒魂神社
28	ケヤキ	525	23.0	400	滋賀里三丁目1	倭神社
29	クスノキ	270	23.9	250	同上	同上
34	ムクロジ	240	15.6	200	下阪本六丁目8-10	磯成神社
36	ツブラジイ	450	12	300	堅田二丁目1-1	民間企業
37	クスノキ	400	11.5	150	堅田二丁目1-1	民間企業

保護樹林の指定基準は次のとおりです。

- ア．市街化区域内に所在すること。
イ．樹林を形成する樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。
樹林の面積が 330 平方メートル以上である。
生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが 30m 以上である。
並木をなす樹木の集団で、その並木の長さが 100m 以上である。

保護樹林

指定 番号	樹林名	面積 (㎡)	所在地	所有者
1	御霊神社の森	2,570	鳥居川町14-13	御霊神社
2	高穴穂神社の森	3,647	穴太一丁目3-1	高穴穂神社
3	膳所神社の森	5,728	膳所一丁目14-14	膳所神社
4	平津の森	12,926	平津二丁目9-13	戸隠神社
5	寺辺の森	14,700	石山寺二丁目13-16	新宮神社

3 身近な自然の保全と創造

野生生物の生息・生育機能の乏しい市街地を中心に、河川・水路の多自然化、自然性の高い公園や学校等の施設整備、新たな生物生息空間（ビオトープ）の創造を進め、連続性を高めます。

また『緑の基本計画』に基づき、総合的計画的に緑化を推進します。

<実施事業等>

(1) ビオトープの保全・管理及び創造

富士見小学校敷地内では、平成 11 年度から地域が進める『螢の里づくり構想』の一環として、カワナ飼育池(24 m²)を設置し、地域活動と連携しています。⁽⁴⁹⁾

伊香立小学校敷地内では、平成 14 年度から、みずすまし支援事業として、小学生、保護者、地域住民が協力して、ビオトープを設置して、地域と連携した環境学習の場を創造しています。⁽⁴⁹⁾

膳所小学校敷地内では、平成 16 年度にパワーアップ活動支援事業として、同校 PTA がビオトープ（生物飼育池 24 m²）を設置し、市街地内に身近な自然空間を創出しています。⁽⁴⁹⁾

真野中学校敷地内では、平成 18 年度に創立 20 周年記念事業の一環として、同校 PTA がビオトープ（生物飼育池 40 m²）の設置を行い、豊かな人間関係づくりの場を提供しています。⁽⁴⁹⁾

瀬田公園内にあるビオトープ（自然観察園路）の保全と管理を行っています。⁽²⁹⁾

市民ボランティアや地域実行委員会が実施するヨシ刈り等のヨシ保全活動や、河川愛護団体による河川清掃、ホタルを守る会等によるホタルの育成や環境づくりの推進に対する支援を行いました。⁽²⁰⁾

都市計画道路 3・4・74 号南大萱月輪線に、ハナミズキとロウダンツツジを街路樹として植えました。⁽³⁵⁾

(2) 緑化の推進

緑のまちづくりを推進するために、植樹運動の展開、緑化行事の開催等を行っています。

ア 法令等に基づく緑化の推進

大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づき、平成 12 年度に策定した特定事業等に係る環境配慮指針に基づき、特定事業を行う事業者に緑化及び景観形成への配慮を求めました。生活環境影響事業として 19 件の事前協議を行いました。⁽²⁰⁾

開発区域に風致地区が含まれる場合や、開発区域の面積が 0.3ha 以上の場合、大津市開発事業指導要綱及び大津市開発事業技術基準に基づき、緑地確保の指導を行っています。⁽³⁰⁾

都市緑地法に基づいて、市と住宅地を形成する地区との間に、緑地の保全又は緑化に関する緑地協定を締結し、生垣の設置などにより自らの土地の緑化や樹木の保全を推進しています。宅地開発等に伴い、下阪本地区、琵琶湖畔大津唐崎苑地区、秋葉台、比叡平地区等で緑地協定が締結されています。⁽²⁹⁾

イ 公共空間・施設の緑化推進

新たに建設した公共施設には、緑地スペースを設けるとともに、緑地帯の日あたりに配慮した建物配置計画を行いました。また、大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく本市中高層建築物の建築については技術基準に基づき、施設の緑化推進に努めました。⁽³⁷⁾

ウ 地域緑化活動の推進

街角の花苑として景観の創出を目指し、手のひら花苑事業や花街道事業として花苗の支給をおこないました。⁽²⁹⁾

自然に親しみ、人と人とのふれあいや連帯意識を深めながらまちづくりを進めるため、市民センター敷地をはじめ、公共の敷地や自治会館の敷地を拠点として、市民の手による「花壇づくり」「花づくり」活動を展開したほか、「花づくり講習会」「花づくり写真コンクール」を実施し、活動の奨励に努めました。⁽⁸⁾

やすらぎのある緑のまちづくりを推進し、花や緑に囲まれた楽しいひとときを提供するため、4月と10月になぎさ公園サンシャインビーチで開催した「おおつ花フェスタ」をはじめ、5月には「びわ湖大津館ローズフェスタ」など、各種緑化イベントを開催しました。花や緑の即売コーナーやミニガーデンコンテスト、花と緑のガレージセール等に多くの市民の方に参加していただきました。⁽²⁹⁾

一里山公園緑のふれあいセンターにおいて、5月6日に、「花と音楽のフェスタ」を開催しました。山野草の展示・即売、それぞれの教室の作品展示、フリーマーケット、花の販売、出店のほか、ハーモニカ・大正琴・フルート^ト等の演奏もあり、約1,200人の参加者がありました。⁽²⁹⁾



公園をはじめとした市域の緑の保護育成に不可欠な適切な維持管理のため、緑を愛する市民意識の実践の場として、地域の各種団体による公園愛護団体の組織化・

育成を進めました。平成19年度には、自治会などの組織からなる公園愛護会が100ヶ所89団体あり、都市公園の清掃、除草などの活動が行われました。⁽²⁹⁾

平成5年度に発足した(財)大津市公園緑地協会では、家庭緑化や街の緑化を支援しています。

(3) 自然愛護思想の普及

市民共通の財産である大津の豊かな自然環境を守り育て、次の世代に伝えるため、また市民一人ひとりに緑の恩恵について理解と認識を深めてもらうために、学校教育、社会教育、各種の団体活動等を通じて緑を愛する市民意識の高揚に努めています。

ア 大津緑の少年団の育成

緑の少年団は、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプ等のレクリエーション活動を通じて、子どもたちが自然を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体で、平成7年4月に設立されました。少年団員は大津市内の小学生が対象で、自然観察会、緑の募金街頭活動等を行っています。⁽²⁹⁾

イ 大津市の花、木、鳥

大津の豊かな自然を象徴するまちのシンボルとして公募し、平成3年3月に大津市の花、木、鳥が選定されています。

選定の理由は次のとおりです。

(ア) 大津市の花 叡山(えいざん)すみれ

「叡山」という大津市内の地名がついたスミ科の多年草。松尾芭蕉が小関越を通ったとき、「山路きてなにやらゆかしすみれ草」と句を残しているなど、大津にゆかりの深い花です。



(イ) 大津市の木 山桜(やまざくら)

日本原産の落葉広葉樹であり「さざ波や志賀の都は荒れにしを昔ながらの山桜かな」とい歌に代表されるように、長等山は古くから桜の名所です。この他市内各地で山桜にちなんだ和歌が詠まれています。現在でも市内の多くの公園に植えられ、市民に親しまれています。



(ウ) 大津市の鳥 ゆりかもめ

かもめ科の鳥でその優美な姿から「都鳥」とも呼ばれています。琵琶湖周辺でどこでも見られ、市民になじみ深い鳥です。冬鳥ですが琵琶湖に留まるものも多く、年間を通じて見ることができます。渡り鳥として世界を広く移動することから「国際文化観光都市・大津」の国際性を象徴するものです。

